

## W T O非農産品市場アクセス交渉の概要

1. 日時： 平成15年4月14～16日 於：ジュネーブ（スイス）
2. 出張者：白須水産庁漁政部長、長尾水産庁漁政部参事官  
大杉林野庁木材貿易対策室長 他

### 3. 概要

#### (1) 関税引下げ方式に関する議論

米国、EU等の主要国が全品目一律の関税引下げを主張しており、特に米国の提案は林水産物の関税相互撤廃（ゼロゼロ）、5%以下の関税全廃、2段階で最終的に2015年までに関税全廃という極端なもの。

一方、4極の中で、品目別の柔軟な対応を認める平均関税率削減を提案しているのは日本のみ。途上国の間には、平均関税率削減方式への支持が集まりつつあるが、多くの途上国は、先進国には全品目一律の高率引下げを求めており、しかも、途上国自身にのみ認めるべきとしている平均関税率削減方式にも最低引下率の条件を付加した形で主張。

先進国、途上国共通のフォーミュラとして平均関税率引下げ方式を主張しているのは、日本のほかメキシコ等に限られており、状況は極めて厳しい。

#### (2) 関税相互撤廃（ゼロゼロ）に関する議論

特に、米国からの林水産物を含む関税相互撤廃（ゼロゼロ）に関連して、チリ、ニュージーランド、タイ、フィリピン、マレーシア等も林水産物のゼロゼロに関心を示し、日本は林水産物等の関税引下げに消極的であると非難。これに対し、我が国は、関税撤廃（ゼロゼロ）は分野ごとのアプローチであり、我が国が考えているのは、業界の広範な支持がある自動車等18セクターであること、我が国提案のフォーミュラは林水産物を含むすべての非農産品を対象としており、林水産物を交渉対象から除外しようとしているものではないと反論。

他方、バングラデシュは、LDCを代表して、日本の特惠関税制度の拡大措置をEUの措置等とともに評価。

#### (3) 非関税措置の削減/撤廃交渉の方法に関する議論

非関税措置の削減/撤廃については、これまでに関心事項についての通報を行ったのは19か国。本会合においては、本交渉で対象とする非関

税措置の範囲、その削減/撤廃の議論の枠組みについて議論が行われた。他のWTO交渉グループや各種委員会等が対象としている措置は、本交渉で取り扱わないこととするのか否かについて活発な議論。非関税措置の削減/撤廃の議論の枠組みについては、

二国間での要求・回答交渉を積み重ねて、得られた結果を全加盟国に拡大するリクエスト・オファー方式、  
特定分野に関わる非関税措置を交渉するセクター別方式  
特定の非関税措置を分野横断的に交渉する水平方式

が挙げられている。

我が国は、非関税措置の多くは、環境保護等の正当な政策目的と関連していること、輸出規制は交渉対象であること等を主張。

#### 4．今後の対応

##### (1) 関税引下げ方式

全品目一律の引下げ方式が、米、EU、カナダ、豪州、ニュージーランドをはじめ先進国の支持を集めている一方、各国とも実際にはセンシティブ分野を抱えており、途上国にのみ平均関税率引下げと最低引下率を組み合わせた方式を適用することを主張するインド等の提案が途上国の支持を集めつつある。

これに対し、主要先進国は、先進国と途上国とで異なる関税引き下げ方式に反対している。

我が国は、林水産物の関税相互撤廃（ゼロゼロ）等の極端な提案に対抗する観点からも、平均関税率による引下げ方式に対する理解と支持を拡大すべく、今後とも、各国の動向を見極めつつ最大限の努力が必要。

##### (2) 非関税措置の削減/撤廃交渉の方法

非関税措置を巡る議論については、今後、EUを含む各国の通報を踏まえた上で、極力我が国に不利な交渉結果とならないよう、適切に対応する必要。

#### 5．スケジュール

5月中旬（未定）	ジラール議長（スイス）のモダリティ案提示
5月下旬	非農産品市場アクセス交渉
5月末	モダリティ合意期限
7月上・中旬	非農産品市場アクセス交渉
8月中・下旬	非農産品市場アクセス交渉
9月中旬	第五回閣僚会合（メキシコ、カンクン）